

平成 31 年 3 月 1 日 開会

平成 31 年 3 月 20 日 閉会

(定例第 1 回)

日吉津村議会議録

日吉津村議会

日吉津村告示第3号

平成31年第1回日吉津村議会定例会を、次のとおり招集する。

平成31年2月1日

日吉津村長 石 操

1. 日 時 平成31年3月1日 午前9時00分
 2. 場 所 日吉津村議会議場
-

○開会日に応招した議員

河 中 博 子	松 本 二三子
加 藤 修	三 島 尋 子
江 田 加 代	橋 井 満 義
井 藤 稔	松 田 悦 郎
山 路 有	

○応招しなかった議員

な し

第1回 日吉津村議会定例会会議録（第1日）

平成31年3月1日（金曜日）

議事日程（第1号）

平成31年3月1日 午前9時00分 開会

- 日程第 1 会議録署名議員の指名
- 日程第 2 会期の決定
- 日程第 3 諸般の報告
- 日程第 4 報告第 1号 総務経済常任委員会の調査研究について
- 日程第 5 議案第 1号 日吉津村長の給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例について
- 日程第 6 議案第 2号 日吉津村教育委員会教育長の給与及び勤務時間等に関する条例の一部を改正する条例について
- 日程第 7 議案第 3号 日吉津村放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について
- 日程第 8 議案第 4号 日吉津村国民健康保険条例の一部を改正する条例について
- 日程第 9 議案第 5号 日吉津村公共下水道使用料の特例に関する条例の一部を改正する条例について
- 日程第 10 議案第 6号 平成30年度鳥取県西伯郡日吉津村一般会計補正予算（第7回）について
- 日程第 11 議案第 7号 平成30年度鳥取県西伯郡日吉津村国民健康保険事業勘定特別会計補正予算（第3回）について
- 日程第 12 議案第 8号 平成30年度鳥取県西伯郡日吉津村公共下水道事業特別会計補正予算（第6回）について
- 日程第 13 議案第 9号 平成31年度鳥取県西伯郡日吉津村一般会計予算について
- 日程第 14 議案第 10号 平成31年度鳥取県西伯郡日吉津村国民健康保険事業勘定特別会計予算について
- 日程第 15 議案第 11号 平成31年度鳥取県西伯郡日吉津村後期高齢者医療特別会計予算について

日程第 16 議案第 12 号 平成 31 年度鳥取県西伯郡日吉津村公共下水道事業特別会計予算について

日程第 17 議案第 13 号 公の施設の区域外設置に関する協議について

日程第 18 議案第 14 号 鳥取県西部町村就学支援協議会規約を変更する協議について

本日の会議に付した事件

日程第 1 会議録署名議員の指名

日程第 2 会期の決定

日程第 3 諸般の報告

日程第 4 報告第 1 号 総務経済常任委員会の調査研究について

日程第 5 議案第 1 号 日吉津村長の給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例について

日程第 6 議案第 2 号 日吉津村教育委員会教育長の給与及び勤務時間等に関する条例の一部を改正する条例について

日程第 7 議案第 3 号 日吉津村放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について

日程第 8 議案第 4 号 日吉津村国民健康保険条例の一部を改正する条例について

日程第 9 議案第 5 号 日吉津村公共下水道使用料の特例に関する条例の一部を改正する条例について

日程第 10 議案第 6 号 平成 30 年度鳥取県西伯郡日吉津村一般会計補正予算（第 7 回）について

日程第 11 議案第 7 号 平成 30 年度鳥取県西伯郡日吉津村国民健康保険事業勘定特別会計補正予算（第 3 回）について

日程第 12 議案第 8 号 平成 30 年度鳥取県西伯郡日吉津村公共下水道事業特別会計補正予算（第 6 回）について

日程第 13 議案第 9 号 平成 31 年度鳥取県西伯郡日吉津村一般会計予算について

日程第 14 議案第 10 号 平成 31 年度鳥取県西伯郡日吉津村国民健康保険事業勘定特別会計予算について

日程第 15 議案第 11 号 平成 31 年度鳥取県西伯郡日吉津村後期高齢者医療特別会計予算について

て

日程第 16 議案第 12 号 平成 31 年度鳥取県西伯郡日吉津村公共下水道事業特別会計予算について

て

日程第 17 議案第 13 号 公の施設の区域外設置に関する協議について

日程第 18 議案第 14 号 鳥取県西部町村就学支援協議会規約を変更する協議について

出席議員（9名）

1 番 河 中 博 子	3 番 松 本 二三子
4 番 加 藤 修	5 番 三 島 尋 子
6 番 江 田 加 代	7 番 橋 井 満 義
8 番 井 藤 稔	9 番 松 田 悦 郎
10 番 山 路 有	

欠席議員（なし）

欠 員（1名）

事務局出席職員職氏名

局長 高 森 彰 書記 森 下 瞳

説明のため出席した者の職氏名

村長 石 操	総務課長 高 田 直 人
住民課長 清 水 香代子	福祉保健課長 小 原 義 人
建設産業課長 益 田 英 則	教育長 井 田 博 之
教育課長 松 尾 達 志	会計管理者 深 田 珠 生

午前9時00分 開会

○議長（山路 有君） 皆さんおはようございます。ここに平成31年3月第1回定例会にあたり、議長より一言ご挨拶申し上げます。本年は近年まれなる暖冬となり、村内においては除雪機が出動しなくてもすむ状況でありました。併せて村民の皆さんの日常生活に支障をきたすことなく、安堵したところであります。願う所は今後も自然災害等のない、安泰な日吉津村を祈るところであります。

また、本年1月23日、石村長の今季限りで勇退する表明を受けたところでもあります。4期16年のご苦勞とともに村の発展に寄与されたことに、こころよりお礼申し上げます。したがって、今定例会は平成31年度当初予算は、あくまでも骨格予算の上程となり、肉付けをした予算は、新村長就任後の6月定例会に上程されるものと思っております。

それでは、議事日程に入りたいと思います。

ただいまの出席議員数は9名であります。定足数に達しておりますので、平成31年第1回日吉津村議会定例会を開会いたします。

ただちに本日の会議を開きます。本日の議事日程はお手元に配布のとおりであります。

日程第1 会議録署名議員の指名

○議長（山路 有君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は会議規則第125条の規定により、5番三島尋子議員、6番江田加代議員を指名いたします。

日程第2 会期の決定

○議長（山路 有君） 日程第2、会期の決定についてを議題といたします。

お諮りいたします。今期定例会の会期は、議会運営委員長から答申のあったとおり本日から3月20日までの20日間とし、審議予定はお手元に配布のとおりとしたいと思います。

これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山路 有君） 異議なしと認めます。したがって、会期は本日から3月20日までの20日間、審議予定はお手元に配布のとおりと決定いたしました。

日程第3 諸般の報告

○議長（山路 有君） 日程第3、諸般の報告を行います。

議長の報告をいたします。

説明員の報告、地方自治法第121条の規定により村長並びに教育長に出席要求をし、村長、教育長以下担当課長が出席をしております。

陳情の付託報告、本日までに受理した陳情はお手元に配布の請願・陳情文書のとおり、所管の常任委員会に付託しましたので報告いたします。なお、陳情は会期中の付託といたします。

出納検査報告、お手元に配布のとおり監査委員から例月出納検査の結果報告がありました。検査資料は事務局に保管をしておりますので、閲覧をしていただきたいと思います。定例監査報告、お手元に配布のとおり、監査委員から定例監査報告がありました。検査資料は事務局に保管しておりますので、閲覧していただきたいと思います。陳情の処理経過及び結果の報告、12月定例会において、採択となりました待機児童解消、保育士等の処遇改善、保育の無償化のための必要な処置を求める意見書の提出を求める陳情については、12月14日付で提出者に審査結果の通知をいたしました。意見書の処理報告、12月定例会において採択となりました待機児童解消、保育士等の処遇改善、保育の無償化のための必要な処置を求める意見書については、12月14日付で関係方面に提出いたしました。

行事の報告、12月定例会から本日までお手元に配布のとおりです。

次に、村長からの報告事項があれば報告願います。

石村長。

○村長（石 操君） それでは平成31年の、第1回の定例会の開会にあたりまして、議長のお許しを得ましたので、諸般の報告をさせていただきます。

中身はわたくしが、今回の、次の31年4月の選挙において、立候補しない旨を1月の23日にプレス発表をしましたので、その件について議会では初めての機会でありますので、あわせて村民の皆さんにもご報告をし、ご理解をいただきたいというふうに思いますし、平成15年4月の村長に初当選して以来、ほんとに議会の皆さん、そして村民の皆さんに大変お世話になりましたことをまずもってお礼を申し上げる次第であります。

当選以来、一人ひとりが輝き夢育む村づくりを基本目標にということで、小さくとも活力ある村をめざし、参画と協働により村づくりを進めるということで提案をしてまいったわけでありませけれども、この一人ひとりが輝き夢育む村づくりという、このキャッチフレーズといいますか、

スローガンはわが村の総合計画の基本的なスローガンでありますので、自治体としては一人ひとりが輝くということが非常に難しいテーマであります。それは行政の判断は右か左か、多数決で決める部分もありますので、最終的にどちらに選択をするかということで考えた時には、51対49で判断をしなければならないということがありますので、そういう意味では一人ひとりが輝くということは、一人ひとりの個人の生活を、尊厳を大事にするということでもありますので、大へん崇高なスローガンであると思っておるところでありますけれども、そういうことを基本目標にしながら、村民の皆さんにはさまざまなご意見やご提言をいただきながら、また議会の皆さまにも村政に対してご指導いただきながら、さらにはご理解とご協力を賜りまことにありがとうございました。この場を借りてお礼を申し上げる次第であります。

そして、村長として4期16年の長きにわたり村政を担わせていただきましたけれども、この先10年、20年後の村の将来を見据えた時に、村政を新たな方に託すことが村の将来のためと考え、この度退任をすることと決意をしたところであります。10年後、20年後の将来を見据えて若い世代に託すということでは、先週の2月24日の地方紙でも報道がされたところでありますけれども、政府の次の地方自治体の地域づくりの方向性というのは、新たな広域連携ということを打ち出しをされておるところであります。平成の合併の合併特例法は、22年に改正になってこの法律が2020年、平成32年の3月31日をもって執行するということになってますので、新たな市町村のあり方としては、圏域構想を中心にしながら、合併特例法が組み立てられるのではないかとこのように推測が簡単にできるわけであります。

しかし、昭和の合併と平成の合併のこの期間には、50年期間がありましたけれども今回の平成の合併からさらにこの圏域構想を中心にした村、地域づくりを進めて行くという国の方向は、今だ、平成の合併の検証が十分にできていないことをさらに進めるということでもありますので、平成の合併の検証の方が先ではないのかという、地方自治体の特に小規模自治体からは反対の意見が出ておるところでありますので、この第32次の地方制度調査会の方向というのは、今年の秋ごろには、もうすでに方向が出されるということのようでもありますので、それぞれの自治体、われわれ末端の自治体としては、しっかりとした自治体運営の方向を定めておく必要があるというふうに考えるものであります。そういう意味では、新たなわが村がそれぞれの、それぞれといいますか国の方向性や広域行政の中で、その立ち位置をしっかりと見極めながら、村づくりを進めて行く必要があるということでは、若い世代に託して次の村づくりを考えていただくことが必要だというふうに、この勇退を、退任をさせていただく結論に導いたところであります。

諸般の報告でありますけれども、4期16年を振り返らせていただきたいと思うわけでありまして、特に議会におかれましては、議会とわたくし、さらには議員とわたくし、それぞれ思想や信条の違いや、さらにはさまざまな条件や状況に応じて、ご意見がわたしと異なる場面も数多くあったわけでありまして、あつたというふうに受け止めておりますけれども、立場の違いもあつて判断をしたこともありますので、そのことを乗り越えなければならないということもございましたので、ご理解をいただきたいというふうに思うものであります。

平成の15年が就任でありますけれども、平成の大合併が叫ばれる中で、本村も米子市を中心とする合併協議会に参加しながら市町村合併を考える村民協議会の開催、さらには大学教授や米子市、境港市民も加えての行財政検討委員会を開催し、11月30日には日吉津村の合併についての意志を問う住民投票を実施し、単独存続1283票、米子市・淀江町と合併717票という結果を踏まえ、単独を選択したことが、最大のわたくしの仕事であつたというふうに考えておるところであります。

この住民投票に至る前には、議員各位におかれても様々のご意見をお受けになつたのではないかというふうに思いますけれども、わたくしの方にも単独で村が運営できるのか、学校が建設できるのかというようなこと、さらにはいつまでも一人でわがままをするべきではないというような、さまざまな意見もあつたわけでありまして、住民投票で単独存続を考えられた方が1283票あつたということでありまして、それ以後は、そのような意見が入ることがまったくなくなりました。

この住民投票は顔の見える住民投票ではなかつたと、一人ひとりが自分の意志を投票に託されたということがございますので、全国の各地で合併だ、単独だという町を二分しての議論が戦わされたわけではございませんでしたので、単独存続が決定されてからはそれこそスムーズに新たな村づくりの方向を、村民のみなさんと議論をすることができたという部分では、住民投票で整然と穏やかに、村のあり方をご判断いただいたことが、大きな成果であつたというふうに思っております。

単独存続を選択をした後は、行財政改革を同時に進めさせていただきました。村長報酬を10パーセントカットさせていただいて、さらには16年からさらに10パーセント上乘せ、議員におかれましても10パーセントの報酬をカットされて、この行財政改革の方向に同調をしていただいたところで、それらが大きな地域づくりのそれこそ先頭に立って、村づくりを進めていくということに、村民のみなさんの、わたくしや議会に対するご支持があつたというふうに考えたところ

であります。この間職員も自主的に給与の、いわゆる行財政改革の方向に従って職員も給与カットをしてまいったところであります。そういう意味では議員を始め職員、さらには村民の皆さんにもさまざまなサービスをカットをしたり、負担を求めさせていただいて今日を迎えたわけでありますので、その点についてお礼を申し上げさせていただくものであります。たいへんお世話になりました。

平成 16 年になりますと、王子製紙さんの大きな設備投資もあったわけでありますけれども、6 月議会においては、南部箕蚊屋広域連合からの脱退ということで、全会一致で決められた経過がありまして、16 年の 9 月 28 日には連合規約の変更を要請する決議というもので、議会決議もいただいたところであります。それは、負担割合を変えるということから合わせて、広域連合からの脱退を求めるといようなことも、内容では記載をした決議でありました。その時の判断としては、議会から全員のみなさんから、広域連合から脱退をするようにということでの決議があったわけでありますけれども、その時にはわたくしは、平成 12 年から始まりました南部箕蚊屋広域連合の、介護保険制度の保険基盤を小さくしてはならないというふうに思っていましたし、そのことが新聞報道等では、マスコミからはわたしは、村長お前の言っていることの方がいいんじゃないのということで、ご支持をいただいた記憶をしておるところであります。

さらには、当時は平成の合併前の南部箕蚊屋広域連合でございましたので、構成団体の南部町、会見町、さらに岸本町のそれぞれの首長さんから、自治体として広域連合を組んでおる自治体の姿勢として、そういうことがいいのかということでお話しをいただいたところでもありますので、そういう意味では、議会と違う方向での進み方をしたということで、今日に至ったわけでありますけれども、わたくしなりに考えますのは今介護施設の、介護関係の入所施設がわが村に 3 施設ございますけれども、単独でやった場合にこの 3 施設が進出されてきたのがということで考えると、多少疑問が残るなあということや、単独でやった場合、この 3 施設を支えるための介護保険料がどんなことになったのかなあということで考えた時には、計算をもって、数字をもって今の状況を試算をしたわけではありませんけれども、結果としては南部箕蚊屋広域連合の、介護保険の枠組みの中で村民の皆さんに介護保険を給付してきたことが、結果としては良かったのではないかと考えておるところであります。

それから学校の関係は、平成 17 年から耐震補強などをしてまいったわけでありますけれども、それこそ耐震補強においては、国の制度が変わってきたということもありますので、どちらかと言えば先取りをしてきたということで、耐震補強においては 3 度やったということでもあります。

さらには小学校の建物を維持修繕、改築をしていくための国の大規模改修事業を2度取込んでやりましたが、結果としてはそれこそ耐震補強をし、さらには空調設備も他の町村より先駆けて実施をし、そしてトイレは水洗化をするというようなこともできたというふうに思っています。

今、最終的に全国の自治体のそれぞれの教育施設を、エアコンを設置していらっしゃる場所でもありますけれども、そういうものが先駆けてわが村では実施をできて、今非常にものが、エアコンの設備そのものが足りない、人が足りない、事業費も高くなっておるといようなことを考えた時に、早く教育設備等に耐震補強なりをし、さらには空調などが整備できたことが本当に良かったなあというふうに考えております。

平成18年には、全国スポレク祭が、鳥取県で開催をされたところでもありますけれども、わが村はターゲットバードゴルフという競技を引き受けさせていただいて、初めてわが村で全国大会規模の大会が運営できたということでもありますけれども、これは村民の皆さん本当に多くの方にスタッフになっていただいて、全国からの来場の皆さんをおもてなしをしていただいたことに、それこそ参加者からわが村は本当に小さいけれども、いい村だなあということを言ってお褒めをいただいたことが、今でも心に残っておるところであります。

平成20年にイオンの日吉津店が、いわゆる西館が増床になって、東館との渡り廊下ができたところでもありますけれども、これにあたっては18年度の末でもありますけれども、年度末にイオンの増床は認めないという方向が、県の事務方でできたというふうにわたしの方に入ってきましたので、今のあの賑わいがあるわけでもありますけれども、渡り廊下もできない、さらには店の西側の増床もできないということでもありますので、これは自治体の首長としては行動を起こさなければならないというふうに考え、年度末でございましたけれども、三日間朝9時に県庁に着くように手配をして、まず担当部局と協議をしましたけれども、担当部局は今そんな時代ではないというようなことで無下もないご返答でございました。

これでは成就しませんので、2年間県側と議論をしてきましたので、その議論の経過を、メモを持って企画部の方にこれまでこの2年間の努力をしてきた、協議を重ねてきたけれどもどうだろうかというお話しをして、そういうことをご理解をいただいて、18年の年度が替わってから、権限が総合事務所長に移されましたので、そこで許可になったというようなことをごさいます、本当にこの三日間通い詰めたことが今のイオンの賑わいに繋がったなあということで、今渡り廊下もない西館が増床されなかったということを考えてみた時には、到底、到底、イオンさんやわが村の賑わいはなかったであろうなあというふうに思っておるところであります。

21年には小学校の体育館を新築したわけでありまして、これが前の村のスポーツセンターということでございまして、非常に老朽化をしておりました。西部地震を乗り越えはしましたけれども、屋根のトヨが非常にこわれておって、まえの中井村長さんから、石、おまえあの雨どいを直せということでお叱りを受けました。雨が多少、多く降るとナイアガラの滝のようになって、トヨから流れ落ちるという状態でもございましたので、その体育館を従来スポーツセンターというものを、その当時はスポーツセンターというその地域の文化活動、体育活動に関わる補助金の事業はございませんでしたので、小学校の屋内体育館ということで新築することにしました。

それで、太陽光発電を載せようということで、それは太陽光発電の走りであったというふうに思います。60キロワットの発電量は、当時は西日本一の発電量になったわけでもございますし、エネルギーの開発機構でありますネドから助成をいただきました。さらには交付税もあつたりして、あの屋根はいつてみれば補助金ですべて賄うことができたということで、これは1回戦は申請は落第をしていましたので、何か足りないということもあつて、さまざまな方のお知恵をいただいて、2回戦でやっと採択になったということでございましたので、そういう意味でもいろんな人にお助けをいただいたなあというふうに思っておるところであります。

22年には福祉事務所を設置をするということも手掛けたところであります。これは県内で最初の福祉事務所であったというふうに思いますけれども、これは異論がありまして、従来の保護行政は国の仕事なので、その町村として福祉事務所を受けるべきでないという学者の意見もありましたけれども、でも、住民や生活困窮者に一番近い位置で支えたり、相談に乗ったりできるのは末端の地方自治体であるというふうなことを考え、学者さんからはお叱りも受けましたけれども、引き受けをして福祉事務所の開設をしたというところでもあります。

ちょうど、この22年には小学校の図書室、図書館ルームを建てました。この時に学校現場から、小学校の教室が足りないということがあつて、県や国の方にお話しをいたしましたけれども、当時の議長さんとも文部科学省に出向いて要請をいたしましたけれども、日吉津村は県独自の30人学級を導入をして、教室を余分に、余裕をもって使っておるということで、これは文部科学省の基準では教室があるという表現でございまして、学校の教室の増築の補助対象にはならないということでございましたが、たまたまこの小学校の図書館の事業をするにあたって、県の方からみどりの産業再生プロジェクト事業という提案がありました。県内産の木材を使って公共建物をする際には補助金を、交付金を出すということがありましたので、じゃあ、それさっそくお願いしたいということで、県の町村会で県から提案があつて、みなさん、首長さんがいらっしゃる時でありまし

たけれども、一番に手を上げさせていただいて、そのみどりの産業再生プロジェクトということで木造の図書館を建てることができたというところでもあります。

23年になりまして、たまたまでありますけれども、わたくしそれまでに、県の町村会の会長になっておりましたので、全国の町村会の副会長の役が回ってきました。中国5県で一人ということで、中国5県の代表として全国の副会長になったわけでもありますけれども、23年というのは東日本の大震災が起き、さらには9月には大山でも降り始めから1000ミリの雨が降ったという、大きな災害があった年であります。

従来から国の出先機関、まあ端的に言いますと国土交通省等の出先機関の原則廃止ということが、前の自民政権時代から民主党政権に引き継がれておりましたので、併せてこの国の出先機関の原則廃止と、さらには消防職員の団結権付与についての国の方から提案がございました。鳥取県としては、いずれも反対という立場を明らかにさせていただいたと、災害のすぐ後でございましたので、23年の9月か10月だったと思いますけれども、全国の会長会の中で提案があった時に、鳥取県反対ということで申し上げました。その時に、富山県、神奈川県、長崎県が同調をしていただきました。

それから消防職員の団結権付与については、じつは、消防職員の配置基準というのが全国で定めてあって、鳥取県西部の広域行政管理組合の消防職員の充足率は、300人ちょっときつています。295とかそういう数字ですけれども、6割という充足率です。これを100パーセントにするということになると500人いますので、到底あと200人増やすということは西部広域の町村の中で、首長が到底到底、そんな今の消防職員を200人増やすなどという国の基準には従いかねるということもありましたので、そういうことも含めて消防職員の団結権というのは、付与しなければならないという状況はありますけれども、でも、西部広域の中でいっぺんに消防職員を200人増やすということは無理だろうなあということで、これについても反対をさせていただいて、当時の民主党政権の朝食会の勉強会などにも呼ばれましたけれども、鳥取県としてはこの二つは承服しかねるということで申し上げて今に至っております。その様なことがございました。

26年になりますと、それこそ地方創生の前段で少子化のことが課題になりましたので、子ども子育ての民主党政権時代でしたけれども、新たな政策が考えられて最終的には民主党と自民党と公明党が3党合意をされて新たな子育ての方向ができたわけでもありますけれども、その時以来、その時にたまたま国の出先機関から情報がありましたので、ひえづ版のネウボラを目指そうということで、福祉保健課内に子育て世代の包括支援センターすまいるはぐを設置して、子育てを重

点に村づくりを進めてまいりました。

このネウボラという表現は、いわゆるその子育てを支える、支援するというフィンランドの制度でございまして、妊娠から子どもの就学まで子どもさんもさらに母子も支える、相談をするという機能でありますので、このひえづ版のネウボラということ、保健師が保健師の機関紙に投稿をしましたので、議会の方では全国から子育てについて視察が多数お見えになったというふうに思っておりますけれども、ことほど左様に子育てについては、非常に注目をあびたということで、職員も頑張っておりまして、そして村民の皆さんや子育て中の皆さんにも、非常に理解をいただいたなあというふうに思っています。

27年でありますけれども、ヴィレステひえづをオープンしたということでもありますけれども、これにつきましてはじつは25年といいますか、ここから建設に掛かったと思っておりますけれども、その前1年半村民の皆さんに、いわゆる複合施設の検討委員会ということで1年半議論をいただいたものでございまして、25年の工事着工の際には国の交付金が5,000万円しかございませんでしたので、当初予算はしたものの、非常に議会で議決をいただきながらこういうことの披歴はどうかなあというふうに思っておりますけれども、本当に5,000万円しかなければ途中でこの事業を見直しも必要だなあというふうに考えていました。それは見直しというより、中止をしなければならぬかなあと思っておりましたが、9月の段階でこの交付金が1億5,000万になりました。それはよその町村が手を下げられたということでもあります。いわゆる木造を、みどりの産業再生プロジェクト事業を使うということでもございましたので、県内の町村が多数手を上げていらしたということでもございましたので、ところが9月までには他の町村が手を下ろされたということで、当初の5,000万が1億5,000万に上乗せされました。やれやれというふうに思っておりましたけれども、さらに12月に、これあんまりはつきりしませんけれども、交付金ということで1億2,000万円の上乗せがありまして、結果として2億7,000万円の補助金といいますか、交付金を得ることができましたので、だいたい出来上がりを10億というふうに考えてましたので、それまで10億、11億ほどあった基金を4億崩して、さらには4億は借入金をして、その2億7,000万の補助金で10億いくらかのヴィレステを建ったということで、非常にそういう意味では助かったなあと思ったところであります。

27年からは、地方創生の総合戦略が始まったわけでもありますけれども、そのスローガンといいますか、わが村は、住むなら日吉津、子育てなら日吉津、待機児童ゼロということのスローガンにして、子育て支援、移住定住支援をしてまいったところで、2060年の人口を3600人に目標に

したわけでありませけれども、そういう意味では、待機児童ゼロということ公に言っ出ましたので、米子市内のある方が日吉津で子どもさんが、子どもさんといひますか若い世代が日吉津に住んでいらっしやって、保育所にあずけて勤めに出でいらっしやるといふことで、わたしが日吉津の村長といふこととは知らずに、日吉津はいいですよと、待機児童を出さないといふことを言っただいておりますので、若い者たちが、若い世代が安心して勤めることができている。といふことを言っただきましたので、ああ、この待機ゼロといふ響きはすごい訴えるものがあるなあ、やっぱりこれにんて子育てを充実しなければならぬなあといふふうに変更して思っところであります。昨年9月には、ハッピードリームサーカスといふサーカスの公演が2ヵ月間あったわけでありませけれども、その際に40人ほど一気にサーカスの団員が、村内に転入されて3600人を一時的に超えたところあります。3600人目の記念品をサーカスの団に持っきましたけれども、でもこれは一過性のことありますので、今は3500人台になっていませけれども、これからの3600人を維持していくことでは、非常に人口減少が日本全体で進む中では難しい課題になっていくかなあ、ハードルの高い課題になって行くかなあといふ気がしてありますけれども、でもでも、わが村はそういうことで目標を定めて、この度の第32次の地方制度調査会の資料の中で、2060年の人口推計が増加する小規模自治体、人口1万人の以下の自治体に日吉津村が、全国の4つの町と村との中で、一つ増加する村だといふ評価で推計が上っっておりますので、それを維持するべき、それは2060年の姿でありますけれども、それに向かつて努力をしていく必要があるかなあといふふうに思ひます。

このようないことがあったなあといふふうに戻らせていただきました。大へん長くなっ申し訳ないといふふうに思ひわけでありませけれども、そういう意味ではこれまで議会や村民の皆さんにご理解をいただいて、ここまですんとかお勤めを、その役割を担わしていただいたなあといふふうにお礼を申し上げる次第でありますけれども、次のそれこそ冒頭に申し上げました国の動きも次の方向性を見据えていらっしやるわけでありませるので、わが村ではやっぱり、それぞれの、地域のコミュニティを大事にしていくことが必要だなあといふふうに思っます。

これから人口がさらに地方の都市の一極集中、ミニ集中に進むといふことが、想像がたやすいわけでありませるので、そういう意味では圏域行政といふ中の、圏域行政といふ考えは出されませけれども、日吉津の地域のこの密度の高さを維持していくための、コミュニティの支援活動などが必要になって来るであろうと思ひますし、子育ての施設の中ではそれこそこの地制審の考え方が、圏域都市に公共施設を集中させるといふ考え方も見え隠れするわけでありませるので、非常に

老朽化をしております日吉津の保育所の建て替えについても、これも早い時期財政的なことも考えながら、検討していくことが必要であろうというふうに思っております。

それから人口減少がこれだけ進んできましたので、従来のように農地を開発する、地域全体を開発をするというような考え方は、非常に難しいというふうに考えなければならないというふうに推測をするところであります。そういう意味では、昨年、農地の未来のあり方を検討するということで住民の皆さんに提案をしたわけでありましてけれども、農地を維持、持続し維持させるだけの農地を作り上げていかなければならないというのが、これからの一つの課題であるというふうに考えるところであります。

そしてさらには圏域行政という発想があるなしにかかわらず、わが村は西部圏域の中でそれぞれの広域行政も大きなウエートがあるわけでありまして。それは単独でできない部分がたくさんありますので、その広域行政でやっているそれこそ中心になる町もあるということ、市もあるということでありまして、その広域行政なり西部圏域の行政圏域の中での自治体としての立ち位置をはっきりしておく必要があると、これからさまざまな難しい判断を求められる場面が出て来ると思っておりますけれども、これからの村づくり、地域のためにどういう選択がいいのかということでは、その立ち位置を明確にしていく必要があると、それは議会の皆さんの議論や新たなリーダーの考え方や、そして村民の皆さんの総意でもってその地域づくりの方向性をはっきりとさせておく必要があるというふうに考えておるところであります。

そして課題というところまで行ってませんけれども、議員からたくさんのご意見をいただいておりますけれども、村民の皆さんの思いのこもったうなばら荘や、イオンを誘致する前提条件となった新鮮市場の経営改善等についても、取り組むべき課題として継承をしていかなければならない。わが村にとって、いずれも大事な施設であるというふうに考えておりますので、今後も引き続きその経営改善なり、施設のあり方や利用を村民の皆さんに、そして地域の皆さんにしっかりと利用をしていただくような施設になっていくべく、検討をしていくことが必要かなあというふうに考えるところであります。

そのようなことを申し上げて、非常に長い時間諸般の報告ということで時間をいただいておりますけれども、細かく言えば、さらにさらにたくさんの方がおられるわけでありまして、おおまかにはそんなところで、この16年間を過ごさせていただいたなあというふうに思っておりますので、みなさん方にはたいへん、それぞれの先ほども冒頭申し上げましたように、立場の違いもあつたところご理解をいただいて、また、さらには村民の皆さんにご

支持もいただいて、ご協力もいただきながら、小さな自体ですのでみんなで地域づくりをしていくことが大事だという視点にたつて、これまでご理解をいただきましたことにお礼を申し上げ諸般の報告とさせていただきます。大へんありがとうございました。

○議長（山路 有君） 就任以来の 16 年間、思いを述べていただいたところです。また、将来的な見解も最後に述べていただきました。本当に 4 期 16 年間村の発展のために寄与いただきまして、本当にありがとうございました。

以上で諸般の報告を終わります。

日程第 4 報告 第 1 号

○議長（山路 有君） 日程第 4、報告第 1 号総務経済常任委員会の調査研究についてを議題といたします。総務経済常任委員長の報告を求めます。

松田総務経済常任委員長。

○総務経済常任委員長（9 番 松田 悦郎君） 報告第 1 号平成 31 年 3 月 1 日、日吉津村議会議長山路有様、総務経済常任委員会委員長松田悦郎。総務経済常任委員会の調査研究について、標記の件について別紙のとおり報告します。

最初に総務経済常任委員会による調査及び村内施設についてであります。日時は 31 年 1 月 25 日、金曜日、9 時から 12 時まで、調査項目は財産取得予定地の状況、日吉津海岸の漂着物撤去の状況、水辺の楽校などの復旧状況、村道 2 号線の交通危険カ所の実態調査であります。

出席者は敬称を略します。加藤、山路、三島、松田の各議員と高森事務局長、里総務課係長であります。場所は委員会室及び調査地の該当カ所であります。

調査内容につきましては、最初に里係長から財産取得予定地について図面をもとに説明を受け、その後現地を確認、視察が終わった後、当該土地等に係る課題について検討しました。

まず、村内財産取得予定地につきましては、土砂置き場、小学校・保育所の各農園、試験農園、保安林、売却した土地の各現場を確認しました。

日吉津海岸では、多くのごみが漂着していましたが、業者により撤去作業が行われており、回収作業は最終段階にきておりました。次に、昨年発生した川の氾濫で壊れた水辺の楽校や、サッカー場、野球場は復旧作業が進みほぼ完了しておりました。次に、2 号線の交通危険箇所につきましては、交差点付近の側溝や見通し具合を確認しました。

次に、村道 2 号線交差点危険個所につきまして、委員会室で会議を行いました。ひとつは、こ

の危険個所についての請願は全会一致で採択され、また以前には執行部にも請願書を出されている事案であるので、今日に至るまで担当課における検討協議則経過について説明を受けるべきである。次に、側溝に蓋を掛けるなどさしあたりできる対応をすることが、先決である。後日、住民課長、建設産業課長から経過について、総務委員会の継続調査として話を聞くこととなりました。

次に財産取得についてであります。小学校と保育所農園については、土壌の成分調査を行っている。市民農園につきましては、3月議会で設置条例を出す予定だが、利用規定は2月に行う農業委員会で話を行う。土砂置き場につきましては、北側にある土地所有者から土地の境界に壁を設置した方が良いとの要望もあり、2月中旬までに境界を確定し、工事に係る予定である。次に財産取得した場所では、その周辺の方に対し、住民説明会を予定している。この財産取得につきましては、里係長の方から説明を受けました。

村内視察報告は以上ですが、次に総務経済常任委員会の閉会中の継続調査報告であります。

日時は31年2月12日火曜日、9時3分から10時20分まで、調査項目は村道役場線村道2号線交差点の交通事故予防対策について、出席者は敬称を略します。加藤、山路、三島、松田、高森事務局長であります。場所は議員委員会室です。

調査内容について、最初に住民課長より現在の取組みについて説明を受けました。内容は注意喚起を含め、赤色灯の設置と、交通安全の啓発活動を進めていくことでありました。次に建設産業課長より、当該ヵ所にかかる土地所有者は4名おられるが、それぞれ事情がある中、早急な道路拡幅は困難な状況であるとのことであります。

用地取得についての主な意見としまして、水路幅を上げた場合の予算はどのようになっているのか。道路幅については、現在どのような検討をされているのか。この事案は緊急性があり、待ったなしの案件である。下線の改修とU字溝の入れ替えを行い、水路に蓋をして幅員を5.5メートルにするのが先決である。U字溝にして蓋をかけるのか、土管をし、水路を確保して暗渠にするのか、建設産業課として道路を拡げたい意志があれば明確にしてほしい、などの意見が出ております。この意見の最後に各課長からの意見としまして、住民課長は話を持ち帰り検討するということでした。また、建設産業課長は、用地交渉は大へん難しいが、道路の拡幅などについての内部協議を進めていくが、それまでの間、安全確保を含めて代替案はないか、警察、公安、行政など、各関係箇所から情報を得ながら検討をしていくということでした。

以上が審議内容であります。視察報告と、継続調査報告を終わります。

○議長（山路 有君） 以上で総務経済常任委員長の報告を終わります。

日程第5 議案第1号 及び 日程第6 議案第2号

○議長（山路 有君） お諮りします。日程第5、及び日程第6は村長及び教育長の給与等に関する議案ですので、一括議題としたいと思います。

これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山路 有君） 異議なしと認めます。したがって、日程第5、議案第1号日吉津村長の給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例について、日程第6、議案第2号日吉津村教育委員会教育長の給与及び勤務時間等に関する条例の一部を改正する条例について、以上2件を一括議題といたします。

提案者から提案理由の説明を求めます。

石村長。

○村長（石 操君） ただいま一括議題となりました議案第1号から議案第2号までの条例の一部改正について、提案理由を申し上げます。

はじめに議案第1号は、日吉津村長の給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例でございます。これは平成30年8月10日の人事院勧告に基づきまして、特別職の職員の給与に関する法律の一部を改正する法律が成立したことに伴いまして、本村の条例を改正するものであります。村長に係る期末手当の支給率を0.05月引き上げるものであります。

次に、議案第2号は日吉津村教育委員会教育長の給与及び勤務時間等に関する条例の一部を改正する条例でございます。議案第1号と同様の理由に基づいて、教育長に係る期末手当の支給率を0.05月引き上げるものであります。

以上が、議案第1号と議案第2号までの提案概要の説明でございますので、よろしくご審議、ご承認賜りますよう御願いたします。

○議長（山路 有君） 以上で提案説明を終わります。

日程第7 議案第3号 から 日程第9 議案第5号

○議長（山路 有君） お諮りいたします。日程第7から日程第9まで条例の一部改正に関する議案ですので、一括議題としたいと思います。

これにご異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（山路 有君） 異議なしと認めます。したがって、日程第 7、議案第 3 号日吉津村放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について、日程第 8、議案第 4 号日吉津村国民健康保険条例の一部を改正する条例について、日程第 9、議案第 5 号日吉津村公共下水道使用料の特例に関する条例の一部を改正する条例について、以上 3 件を一括議題といたします。

提案者から提案理由の説明を求めます。

石村長。

○村長（石 操君） ただいま一括議題となりました議案第 3 号から議案第 5 号までの条例の一部改正について、その提案理由を申し上げます。

はじめに、議案第 3 号日吉津村放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例であります。学校教育法の一部を改正する法律の施行に伴いまして、専門職大学等が制度化されたことから、放課後児童支援員の資格要件として、専門職大学の前期課程の修了者を短期大学の卒業者と同等のものとして取り扱うために、改正をするものであります。

次に、議案第 4 号日吉津村国民健康保険条例の一部を改正する条例であります。国民健康保険被保険者の適用除外については、国民健康保険法第 6 条第 11 号、並びに同法施行規則第 1 条第 5 号により条例で定めるものとなっています。今まで国民健康保険法施行規則に準じていたところではありますが、このたび改めて条例に明記するものであります。

次に、議案第 5 号日吉津村公共下水道使用料の特例に関する条例の一部を改正する条例であります。公共下水道使用料につきましては、10 パーセント減免の特例措置を行ってきたところであり、昨年の 9 月議会で平成 30 年 10 月から 7 パーセント、平成 31 年 4 月から 6 パーセント、平成 32 年 4 月から 2 パーセントに改正することに承認を得て、議決を頂いたところであります。

住民基本台帳に規定する一般世帯の平成 31 年 5 月の賦課分については、7 パーセント減免の 3 月分、6 パーセント減免の 4 月分の異なる減免率での 2 か月分となります。同様に 32 年の 5 月においても異なる減免率で賦課することになりますので、毎回高額なシステム改修費が必要となります。

このため、減免率の変更開始時期を延期し、賦課月の減免率を同じくすれば改修費が不要となるとともに、住民にも利益があることでありますので、平成 31 年 5 月から 6 パーセント、平成 32 年 5 月から 2 パーセントとなるよう、減免率の変更時期を 1 カ月延期するものであります。

以上、議案第 3 号から議案第 5 号までの説明とさせていただきますので、ご審議、ご承認賜りますよう、よろしく御願いたします。

○議長（山路 有君） 以上で提案説明を終わります。

日程第 10 議案第 6 号 及び 日程第 12 議案第 7 号

○議長（山路 有君） お諮りいたします。日程第 10 から日程第 12 まで、補正予算関連ですので一括議題としたいと思います。

これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶものあり〕

○議長（山路 有君） 異議なしと認めます。したがって、日程第 10、議案第 6 号平成 30 年度鳥取県西伯郡日吉津村一般会計補正予算（第 7 回）について、日程第 11、議案第 7 号平成 30 年度鳥取県西伯郡日吉津村国民健康保険事業勘定特別会計補正予算（第 3 回）について、日程第 12、議案第 8 号平成 30 年度鳥取県西伯郡日吉津村公共下水道事業特別会計補正予算（第 6 回）について、以上 3 件を一括議題といたします。提案者から提案理由の説明を求めます。

石村長。

○村長（石 操君） ただいま一括議題となりました議案第 6 号から議案第 8 号までの補正予算についてその提案理由を申し上げます。

はじめに、議案第 6 号は平成 30 年度鳥取県西伯郡日吉津村一般会計補正予算(第 7 回)でございます。歳入歳出それぞれ 2,471 万 1,000 円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 25 億 9,389 万 7,000 円とするものであります。

歳出の主なものから説明申し上げます。はじめに 15 ページをご覧いただきたいと思ひます。第 2 款総務費、第 1 項総務管理費、第 1 目一般管理費に 895 万円の減額を計上しております。これは職員共済組合追加費用等負担金 291 万 3,000 円、並びに西部広域行政管理組合の不燃物処理費等の減額に伴う負担金 300 万 2,000 円の減額が主なものであります。

同款、同項、第 4 目財産管理費に 2,000 万円の減額を計上しておりますけれども、これは用地購入が完了したため減額するものです。

次に 16 ページをご覧くださいと、同款、同項、第 5 目企画費に 4,494 万 1,000 円を計上しておりますが、これはふるさと納税寄附金の増額に伴う報償費 954 万 1,000 円、並びにうなばら福祉事業団に対する補助金 3,500 万円の増額が主なものです。うなばら荘の経営については、平成 29 年度の浴室等のリニューアル、平成 30 年度の厨房等の改修後、職員一同気持ちも新たに努力してまいったところでありますけれども、改修中の休館や災害等の影響により、売り上げが伸び悩み厳しい経営状況からなかなか脱却できずしております。昨年度の赤字部分も含めて村からの補てんをお願いするものであります。どうぞご理解の上、引き続きご支援、ご指導賜りますようお願いをするものであります。

次に 18 ページをご覧くださいと、第 3 款民生費、第 2 項児童福祉費、第 2 目児童措置費に 306 万 4,000 円を計上しておりますが、これは日吉津保育所等への施設型給付費、並びに小規模保育所等への地域型給付費 290 万 9,000 円の増額が主なものであります。

次に 19 ページをご覧くださいと、同款、第 3 項生活保護費、第 2 目生活保護扶助費に 350 万 4,000 円の減額を計上しておりますけれども、これは入院患者の減少に伴う医療扶助費の減額が主なものであります。

次に 20 ページをご覧くださいと、第 5 款農林水産業費、第 1 項農業費、第 3 目農業振興費に 647 万円の減額を計上しておりますけれども、これは経営転換協力金の実績見込みに伴う機構集積協力金負担金 464 万 2,000 円の減額が主なものであります。

次に 21 ページでございますけれども、第 6 款商工費、第 1 項商工費、第 1 目商工振興費に 429 万円の減額を計上しておりますが、これは予定しておりました新規の中小企業小口融資預託金がなかったことによる小口融資預託金 381 万 9,000 円の減額が主なものであります。

次に 22 ページをご覧くださいと、第 7 款土木費、第 3 項都市計画費、第 3 目公共下水道費に 431 万 4,000 円の減額を計上しておりますけれども、地方消費税納付金等の減による繰出金の減額であります。

第 8 款消防費、第 1 項消防費、第 2 目災害対策費に 1,818 万 8,000 円の減額を計上しておりますが、これは福祉避難所非常用発電設備設置工事の契約差額 1,668 万 1,000 円の減額が主なものであります。

次に 23 ページでありますけれども、23 ページは第 9 款教育費、第 1 項教育総務費、第 3 目幼児教育奨励費に 214 万 3,000 円の減額を計上しております。これは申請が少なかったことに伴う第 3 子以降園児保育料無償化補助金、並びに幼稚園就園奨励費補助金の減額が主なものであります。

す。

次に 24 ページをご覧くださいと、同款、第 3 項中学校費、第 1 目学校管理費に 319 万 2,000 円の減額を計上しておりますが、これは中学校組合の運営実績見込みに伴う中学校組合負担金の減額であります。

次に 26 ページをご覧ください。第 10 款公債費、第 1 項公債費、第 2 目利子に 496 万 4,000 円の減額を計上しておりますが、当初の借り入れ利率より低い利率で借り入れができたために減額するものであります。

第 11 款諸支出金、第 1 項基金費、第 3 目夢はぐくむ村づくり基金費に 1,500 万円を計上しておりますが、これはふるさと納税寄附金の増による積立金の増額であります。

つづいて、歳入について申し上げます。10 ページをご覧くださいと、第 9 款地方交付税、第 1 項地方交付税、第 1 目地方交付税では 104 万 2,000 円を計上しておりますが、これは国の補正に伴う普通交付税調整額の交付があったため増額するものであります。

次に 11 ページでありますけれども、第 11 款分担金及び負担金、第 1 項負担金、第 1 目民生費負担金では 320 万 6,000 円を計上いたしておりますが、これは歳出で申し上げました日吉津保育所への施設型給付費にかかる負担金 180 万 7,000 円、並びに広域連合への負担金 139 万 9,000 円の増額が主なものであります。

次に 12 ページでありますけれども、第 14 款県支出金、第 2 項県補助金、第 4 目農林水産業費県補助金では 486 万 3,000 円の減額を計上しておりますが、これは歳出で申し上げました機構集積協力金交付事業費補助金 464 万 2,000 円の減額が主なものであります。

次に 13 ページをご覧くださいと、第 16 款寄附金、第 1 項寄附金、第 2 目総務寄附金では 1,500 万円を計上いたしておりますが、これは歳出で申し上げましたふるさと納税にかかる寄附金の増額であります。

第 19 款諸収入、第 3 項貸付金元利収入、第 1 目商工費貸付金元利収入では 381 万 9,000 円の減額を計上いたしてしておりますけれども、これは歳出で申し上げました中小企業小口融資預託金の減にかかる元利収入の減額であります。

次に 14 ページでありますけれども、第 20 款村債、第 1 項村債、第 1 目村債では 1,710 万円の減額を計上しておりますが、これは歳出で申し上げました福祉避難所非常用発電設備設置工事費の減額に伴う緊急・防災事業債の減額であります。

なお、第 17 款繰入金、第 1 項基金繰入金、第 1 目財政調整基金繰入金 2,519 万 4,000 円の減

額で調整しております。

次に、議案第7号でありますけれども、平成30年度鳥取県西伯郡日吉津村国民健康保険事業勘定特別会計補正予算（第3回）でございます。歳入歳出それぞれ707万5,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ3億8,046万2,000円とするものであります。

歳出の主なものを説明申し上げますので、7ページをご覧いただきたいと思っております。第2款保険給付費、第1項療養諸費、第2目退職被保険者等療養給付費に439万2,000円、また、同款、第2項高額療養費、第1目一般被保険者高額療養費に301万2,000円、第2目退職被保険者等高額療養費82万3,000円の減額を計上しておりますが、これは入院等の減による医療給付費の減額が主なものであります。

つづいて、歳入でありますけれども、6ページをご覧いただきますと、第4款県支出金、第2項県補助金、第1目保険給付費等交付金に822万2,000円の減額を計上しておりますが、これは歳出でも申しましたが、入院等の減による医療給付費の減額が主なものであります。

最後に、議案第8号平成30年度鳥取県西伯郡日吉津村公共下水道事業特別会計補正予算（第6回）であります。歳入歳出それぞれ431万4,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を1億5,044万7,000円とするものであります。

歳出の主なものを説明申し上げますので、5ページをご覧いただきますと、第1款公共下水道費、第1項公共下水道費、第1目総務費に288万7,000円の減額を計上しておりますが、これは地方消費税納付金の減額が主なものであります。

同款、同項、第2目維持管理費に142万7,000円の減額を計上しておりますが、これは汚泥減容化用塩素等消耗品にかかる減額、並びに汚泥脱水処理委託料の減額が主なものであります。

歳入については、第3款繰入金、第1項一般会計繰入金、第1目一般会計繰入金で調整し、431万4,000円を減額補正するものであります。

以上、議案第6号から議案第8号までの提案説明とさせていただきますので、よろしくご審議、ご承認賜りますようお願いいたします。

○議長（山路 有君） 以上で提案説明を終わります。

ここで暫時休憩を入れたいと思っております。再開は10時35分から再開いたします。

午前10時20分 休憩

午前10時35分 再開

日程第 13 議案第 9 号 及び 日程第 16 議案第 12 号

○議長（山路 有君） 再開いたします。お諮りいたします。

日程第 13 から日程第 16 まで当初予算関連ですので、一括議題といたしたいと思います。これにご異議ありませんか。

〔「異議なしと呼ぶ者あり」〕

○議長（山路 有君） 異議なしと認めます。したがって、日程第 13、議案第 9 号、平成 31 年度鳥取県西伯郡日吉津村一般会計予算について、日程第 14、議案第 10 号平成 31 年度鳥取県西伯郡日吉津村国民健康保険事業勘定特別会計予算について、日程第 15、議案第 11 号平成 31 年度鳥取県西伯郡日吉津村後期高齢者医療特別会計予算について、日程第 16、議案第 12 号平成 31 年度鳥取県西伯郡日吉津村公共下水道事業特別会計予算について、以上 4 件を議題とします。提案者から提案理由の説明を求めます。

石村長。

○村長（石 操君） ただいま一括議題となりました、議案第 9 号から議案第 12 号まで、当初予算 4 議案について提案理由を申し上げます。本年 4 月 21 日に村長選挙等が予定されておりますので、骨格予算として編成いたしております。

はじめに、議案第 9 号は平成 31 年度鳥取県西伯郡日吉津村一般会計予算でございます。その提案理由を申し上げます。予算書の 8 ページから 9 ページをご覧ください。予算総額は、対前年比 87.9 パーセントで 2 億 9,762 万 4,000 円の減額とし、歳入歳出それぞれ 21 億 6,423 万 4,000 円と定めたところであります。

歳入について主なものをご説明申し上げますと、8 ページをご覧くださいと思います。第 1 款村税につきましては、対前年比 100.5 パーセントで、404 万 5,000 円増額の 8 億 9,418 万 4,000 円を計上いたしております。これは、固定資産税等の減収を見込むものの、村民税、軽自動車税、村たばこ税の増収を見込み増額とするものです。

第 10 款地方交付税につきましては、対前年比 105.8 パーセントで、2,200 万円増額の 4 億 200 万円を見込んで計上いたしております。これは、特別交付税は減額を見込んだところでありますけれども、普通交付税は前年度実績を勘案して増額を見込むものであります。

第 12 款分担金及び負担金につきましては、対前年比 108 パーセントで、955 万 4,000 円増額の 1 億 2,846 万 2,000 円を計上いたしております。これは、日吉津保育所への施設型給付費の増に

に伴う保育料負担金の増額を見込むものであります。

第14款国庫支出金につきましては、対前年比92.6パーセントで、1,494万8,000円減額の1億8,576万6,000円を計上いたしております。これは、障がい者自立支援給付等の負担金が増額となったものの、村営住宅の一部建替にかかわる工事完了に伴う社会資本整備総合交付金の減額を見込むものであります。

第18款繰入金につきましては、対前年比38.3パーセントで、1億6,296万8,000円減額の1億102万円を計上しております。これは、用地購入費など大きな単独事業が完了したことに伴う財政調整基金繰入金の減額を見込むものであります。

第21款村債につきましては、対前年比38.7パーセントで、1億6,730万円減額の1億570万円を計上いたしております。これは、福祉避難所非常用発電設置工事、村営住宅建替工事の完了に伴う減額を見込むものであります。

次に歳出について主なものをご説明申し上げますと、9ページをご覧ください。第2款総務費につきましては、対前年比72.5パーセントで、1億8,402万3,000円減額の4億8,429万2,000円を計上しております。これは、公有財産購入費の減額が主な要因であります。

第3款民生費につきましては、対前年比105.7パーセントで、4,327万5,000円増額の8億255万2,000円を計上いたしております。これは、国保特別会計繰出金や障害者自立支援給付費事業、特定教育・保育施設等給付事業等の増額が主な要因であります。

第4款衛生費につきましては、対前年比107.7パーセントで、1,218万7,000円増額の1億7,151万3,000円を計上しております。これは、し尿・ごみ減量化・不法投棄ごみ対策事業や老人医療事務費等の増額が主な要因であります。

第5款農林水産業費につきましては、対前年比90.2パーセントで、897万8,000円減額の8,284万4,000円を計上しております。これは、がんばる農家プラン事業や機構集積協力金等の減額が主な要因であります。

第7款土木費につきましては、対前年比46.4パーセントで、9,254万1,000円減額の7,999万8,000円を計上しております。これは、橋梁補修工事の計画変更や村営住宅建替工事の完了に伴う減額が主な要因であります。

第8款消防費につきましては、対前年比14.2パーセントで、1億1,255万4,000円減額の1,866万1,000円を計上いたしております。これは、福祉避難所非常用発電設備設置工事の完了に伴う減額が主な要因であります。

第10款公債費につきましては、対前年比119.5パーセントで、3,873万1,000円増額の2億3,749万4,000円を計上いたしております。これは、小学校等の償還が始まることによる増額が主な要因であります。

つづいて、議案第10号平成31年度鳥取県西伯郡日吉津村国民健康保険事業勘定特別会計予算であります。その提案理由を申し上げます。予算書4ページから5ページをご覧くださいますと、予算総額は、対前年比100.9パーセントで330万円の増額とし、歳入歳出それぞれ3億6,691万4,000円と定めたところであります。昨年度からの国保制度改革にかかる県一本化に伴い、保険料の賦課徴収や資格管理、保険事業等に対する予算計上となっています。

歳入について主なものをご説明申し上げますと、4ページをご覧くださいますと、第1款国民健康保険税につきましては、対前年比100.2パーセントで、7,265万6000円を計上しております。前年度並みの保険税を徴収をさせていただきます。

第3款県支出金でありますけれども、対前年比96.2パーセントで、1,032万円減額の2億5,966万3,000円を計上いたしております。これは、保険給付費を村から国保連に支払い、後ほど県から交付していただくためのもので、医療給付費等の減額に伴う保険給付費等交付金の減額を見込んだものであります。

第7款繰入金につきましては、対前年比201.3パーセントで、1,738万8,000円増額の3,455万5,000円を計上しております。これは、保険基盤安定繰入金や疾病予防事業等にかかる一般会計繰入金2,824万5,000円、並びに県への納付金の増額に伴う運営基金繰入金631万円を見込むものであります。

次に、歳出について主なものをご説明申し上げます。5ページをご覧ください。第2款保険給付費につきましては、対前年比95.4パーセントで、1,240万4,000円減額の2億5,756万2,000円を計上したところであります。これは、退職被保険者等療養給付費453万6,000円、一般被保険者高額療養費643万2,000円の減額が主な要因であります。

第5款国民健康保険事業納付金につきましては、対前年比125.5パーセントで、1,901万円増額の9,366万2,000円を計上しております。これは、一般被保険者医療給付費分1,696万8,000円等の増に伴う納付金の増額が主な要因であります。

以上が国民健康保険の10号の予算であります。

次に、議案第11号平成31年度鳥取県西伯郡日吉津村後期高齢者医療特別会計予算でございます。その提案理由であります。予算書の4ページから5ページをご覧くださいますと、予算総

額は、対前年比 100.1 パーセントで歳入歳出それぞれ前年度並みの 4,478 万 2,000 円と定めたところであります。本会計は、保険料と一般会計からの保険基盤安定繰入金などを主な財源として、後期高齢者医療広域連合へ納付金として支出する仕組みに対する予算計上であります。

4 ページの歳入では、被保険者の所得の増などによる後期高齢者医療保険料の増額を見込み、3,795 万円を計上しております。5 ページの歳出では、保険料の増額に伴う後期高齢者医療広域連合納付金の増額を見込み、4,389 万 9,000 円を計上したところであります。以上が議案第 11 号であります。

次に、議案第 12 号平成 31 年度鳥取県西伯郡日吉津村公共下水道事業特別会計予算についてでございます。予算書の 5 ページから 6 ページをご覧ください。予算総額は、対前年比 102.7 パーセントで 344 万 7,000 円の増額とし、歳入歳出それぞれ 1 億 3,192 万 2,000 円と定めたところであります。

歳入について主なものをご説明申し上げますと、5 ページをご覧ください。第 2 款使用料及び手数料につきましては、対前年比 103.1 パーセントで、206 万 8,000 円増額の 6,829 万 7,000 円を計上しております。これは、現在の減免率 7 パーセントを今年度に 6 パーセントとするため、若干増額するものと見込んだものであります。

次に、歳出について主なものをご説明申し上げますと、6 ページをご覧ください。第 1 款公共下水道費につきましては、対前年比 106.2 パーセントで、486 万 3,000 円増額の 8,394 万 4,000 円を計上いたしております。これは、3 カ年の債務負担行為の最終年度となるため公営企業会計移行支援業務委託料の増額、並びに公共下水処理場の最終沈澱池消泡水配管更新工事に伴う増額が主な要因であります。

以上が、一括議題となりました議案第 9 号から 12 号の提案概要の説明でありますので、詳細については総務課長をもって説明をさせます。

○議長（山路 有君） 高田総務課長。

○総務課長（高田 直人君） それでは補足説明をさせていただきます。議案第 9 号平成 31 年度鳥取県西伯郡日吉津村一般会計予算の内容について説明させていただきます。

はじめに歳入の主なものからということで、10 ページをご覧ください。第 1 款村税、第 1 項村民税では、個人の所得割の減収を見込んだものの、法人の均等割、法人税割の増収を見込み 336 万円を増額し 2 億 3,128 万円を計上しています。また、第 2 項固定資産税では、償却資産の減収を見込み、230 万 8,000 円を減額し 6 億 2,384 万 1,000 円を計上しています。第 4 項村たばこ税で

は、村内にできたコンビニなどの影響を見込み、214万1,000円を増額し2,578万4,000円を計上しています。

次に13ページの上段をご覧ください。第12款分担金及び負担金、第1項負担金では、総合事業等にかかる広域連合負担金の増額、並びに村から日吉津保育所に公定価格分として支払う施設型給付費の増に伴う保育料負担金の増額を見込み、955万4,000円を増額し1億2,846万2,000円を計上しています。

次に15ページの中段から16ページをご覧ください。第14款国庫支出金、第1項国庫負担金で、障害者自立支援給付費や障がい児通所給付費等の給付の増に伴い、1,261万1,000円の増額を見込み1億6,291万7,000円を計上しています。また、第2項国庫補助金で、村営住宅建替工事、並びに橋梁補修工事にかかる社会資本整備総合交付金など、2,756万9,000円の減額を見込み、2,149万1,000円を計上しています。

次に20ページの下段から21ページの上段をご覧ください。第17款寄附金、第1項寄附金では、平成30年度の実績見込みに基づき、ふるさと納税の寄附金の増額を見込み、1,000万円を増額し、3,003万1,000円を計上しています。

次に歳出についてご説明します。はじめに25ページから27ページをご覧ください。第2款総務費、第1項総務管理費、第1目一般管理費の総額は、1,830万7,000円を増額し3億1,259万円を計上しておりますが、これはパソコンの機種更新等に伴う電算処理業務委託料の増額が主な要因であります。

次に28ページの中段をご覧ください。第4目財産管理費の総額は、2億3,077万3,000円を減額し2,220万9,000円を計上しておりますが、これは用地購入が完了したことに伴う減額が主な要因であります。

次に29ページをご覧ください。第5目企画費の総額は、917万2,000円を増額し5,563万5,000円を計上しておりますが、これはふるさと納税の増に伴う返礼品や返礼品送料の増額が主な要因であります。

次に32ページの下段から33ページの上段をご覧ください。第3項戸籍住民基本台帳費の総額は、1,283万円を増額し2,806万9,000円を計上しておりますが、これはパソコンのサポート終了にかかる戸籍システムの改修に伴う電算処理業務委託料の増額が主な要因であります。

次に33ページの中段から36ページの上段をご覧ください。第4項選挙費の総額は、667万3,000円を増額し893万3,000円を計上しておりますが、これは4月に行われる県知事、県議会議員、

村長、村議会議員選挙、並びに7月予定の参議院議員選挙にかかる増額が主な要因であります。

次に36ページの下段から39ページをご覧ください。第3款民生費、第1項社会福祉費、第1目社会福祉総務費の総額は、1,964万1,000円を増額し2億3,029万1,000円を計上しておりますが、これは給付人数の増に伴う自立支援医療給付、障害者自立支援給付等扶助費の増額、並びに保険基盤安定等の増に伴う国保特別会計繰出金の増額が主な要因であります。

次に39ページの下段から41ページをご覧ください。第2目老人福祉費では、760万3,000円を増額し1億789万1,000円を計上しておりますが、これはパソコンのサポート終了にかかる災害時要援護者台帳管理システムの改修に伴う電算処理業務委託料の増額、並びに介護給付費等の負担分の増に伴う南部箕蚊屋広域連合負担金の増額が主な要因であります。

次に42ページの中段をご覧ください。第2項児童福祉費、第2目児童措置費の総額は、1,506万1,000円を増額し2億2,458万8,000円を計上しておりますが、これは施設型給付費の増に伴う特定教育・保育施設負担金の増額、並びに給付人数の増に伴う障害児通所給付の扶助費の増額が主な要因であります。

第3目母子父子福祉費の総額は、787万円を増額し2,456万5,000円を計上しておりますが、これは児童扶養手当受給者の増に伴う扶助費の増額が主な要因であります。

次に49ページから50ページをご覧ください。第4款衛生費、第1項保健衛生費、第3目環境衛生費の総額は、718万8,000円を増額し1,197万8,000円を計上しておりますが、これは土砂の一時仮置場新設工事に伴う工事請負費の増額が主な要因であります。

第4目保健事業費の総額は、533万2,000円を増額し4,743万6,000円を計上しておりますが、これは後期高齢者広域連合療養給付費の増に伴う負担金の増額が主な要因であります。

次に58ページの中段をご覧ください。第7款土木費、第2項道路橋梁費、第1目道路維持費の総額は、1,203万4,000円を減額し1,736万4,000円を計上しておりますが、これは橋梁補修工事の計画変更に伴う工事請負費の減額が主な要因であります。

次に60ページの中段をご覧ください。第4項住宅費の総額は、6,940万4,000円を減額し298万4,000円を計上しておりますが、これは村営住宅建替工事の完了に伴う工事請負費の減額が主な要因であります。以上、一般会計の説明とさせていただきます。

なお、議案第10号の平成31年度国民健康保険事業勘定特別会計予算、議案第11号の平成31年度後期高齢者医療特別会計予算、議案第12号の平成31年度公共下水道事業特別会計予算については、村長からの説明の通りでございますので、省略させていただきます。

以上、主な部分のみではありますが、議案第 9 号から議案第 12 号の補足説明とさせていただきます。

○議長（山路 有君） 以上で提案説明を終わります。

日程第 17 議案第 13 号 及び 日程第 18 議案第 14 号

○議長（山路 有君） お諮りいたします。日程第 17、及び日程第 18 は協議事項関連ですので、一括議題としたいと思っております。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山路 有君） 異議なしと認めます。したがって日程第 17、議案第 13 号公の施設の区域外設置に関する協議について、日程第 18、議案第 14 号鳥取県西部町村就学支援協議会規約を変更する協議について、以上 2 件を議題とします。提案者から提案理由の説明を求めます。

石村長。

○村長（石 操君） ただいま一括議題となりました議案第 13 号から議案第 14 号までの協議について、提案理由を申し上げます。

はじめに、議案第 13 号の協議は公の施設の区域外設置に関する協議であります。米子市淀江地域では、住民の生活に必要な交通手段を確保するために、道路運送法第 4 条に基づいて一般乗合旅客自動車運送として米子市淀江町巡回バス通称どんぐりコロコロが運行されてきたところがあります。

しかし、このたび運行事業者が事業撤退されることを受けて、住民の要望に合わせ引き続き運行するためには、同法第 78 条に基づく市町村運営有償運送への変更が必要となることから、米子市が新たに条例を制定し、平成 31 年 4 月 1 日から運行する予定であります。

この 4 月からの巡回バスの運行に伴い、路線の一部が日吉津村内となることから、地方自治法第 244 条の 3 の規定に基づき、米子市の区域外に公の施設を設置するための協議をするものであります。

次に、議案第 14 号鳥取県西部町村就学支援協議会規約を変更する協議についてであります。障がいのある幼児、児童、生徒の障がいの種類及び程度の審査、並びにその障がいの状況に応じた就学支援の審査に関する事務を行うにあたり、協議会の代表でもある会長を、町村長からより教育に責任を持つ教育長に変更するため、規約の変更に関する協議をするものであります。

なお、施行日は平成 31 年 6 月 1 日となりますが、これは現在の委員の任期に合わせるものであり

ます。

以上、議案第 13 号から議案第 14 号までの協議の提案概要の説明であります。よろしくご審議、ご承認賜りますよう御願いたします。

○議長（山路 有君） 以上で提案説明を終わります

○議長（山路 有君） 以上で、本日の議事日程はすべて終了いたしました。

本日はこれをもって散会いたします。ご苦労様でした。

午前 11 時 07 分 散会
